

7 申請に必要な書類

以下の必要書類を参考に、保育課保育係へ窓口または郵送で提出してください。
 なお、申請書類につきましては、朝霞市ホームページからダウンロードできます。

◆ 申請にあたっては「9 申請時の注意事項」を必ずご確認ください。

種類	対象者	必要書類
申請書	全員	教育・保育給付認定申請書兼利用調整申請書(希望施設記入用紙含む)
		入所に関する確認票 および 重要事項確認票
		個人番号(マイナンバー)届出書※4 および 同意書(利用調整関係)
保育の必要な事由の証明書	労働(内定)している方	就労証明書
	上記に該当し、自営業の方	就労証明書 および 自営であることが分かる書類 (直近年度の確定申告書等の写し または 開業届の写し および 直近1か月の収入が確認できる書類 ※2)
	病気や障害がある方	診断書(指定様式) または 障害者手帳等の写し
	介護・看護をしている方	被介護者の診断書※3 または 障害者手帳、介護認定証等の写し および 介護・看護状況申告書
	求職中(起業準備を含む)の方	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書
	出産予定の方	母子健康手帳の写し等 (出産予定日と母の氏名が確認できる書類)
	就学(内定)している方	在学証明書(合格通知)の写し および 時間割等の写し
※1		
その他	申請時点で朝霞市外に住民登録がある方	市外からの申請に関する確認票 および 令和6年度住民税(非)課税証明書※5
	朝霞市に転入予定の方	転入誓約書 および 建物売買(賃貸借)契約書等の写し※6
	朝霞市外の保育園等の入所を希望する方	市外施設を申請する際の確認票
	生活保護を受給している方	生活保護受給証の写し
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停(裁判)を証明する書類
	両親ともに外国籍の方	外国籍の児童に関する確認票※7
	お子さんを認可外保育施設や有償で別世帯の親族・知人等に預けている方	保育室等在園証明書 (朝霞市指定家庭保育室月極利用者を除く)
	非自発的退職により求職中の方	雇用保険受給資格者証の写し
	保育士資格を持ち、朝霞市内の保育園等で保育従事者として労働(内定)している方	保育士証の写し または 保育士資格合格通知書の写し
		上記に該当し、入所日から1年の間、継続して勤務することを誓約できる場合
	幼稚園教諭免許を持ち、朝霞市内の幼稚園および認定こども園(幼稚園部分)で幼稚園教諭として労働(内定)している方	幼稚園教諭免許状の写しまたは幼稚園教員資格試験合格通知書等の写し
	放課後児童支援員資格を持ち、朝霞市内の放課後児童クラブで放課後児童支援員として労働(内定)している方	放課後児童支援員認定資格証の写し または 放課後児童支援員研修終了証の写し
	保護者または同一世帯の親族が入院している方(出産・検査・短期除く)	現在、入院中であることを確認できる書類
	申請児童・保護者または同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
	DV等で住民票記載住所と異なる住所を居所としている方	居所登録情報届出書

【注意事項】

- ・教育・保育給付認定申請および利用調整申請書類は児童1人につき、1部ずつ提出してください。
 - ・保育の必要な事由の証明書については、父母および同一世帯の祖父母(入所希望年度の4月1日時点で70歳未満の方)が対象です。
 - ・個人番号(マイナンバー)・課税資料については、父母および同一世帯・生計の祖父母が対象です。
 - ・その他必要に応じて、保育園等入所に関して必要な書類を求める場合があります。
- ※1 保育の必要な事由の証明書の有効期限は、証明日からおおむね3か月とします。
- ※2 原則確定申告書の写しを提出してください。過去に確定申告をしたことがない場合、開業届の写しと直近1か月の事業収入が確認できる書類(通帳の写しや領収書の写し)を提出してください。
- ※3 被介護者の診断書の様式は問いません。
- ※4 個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得しますが、令和6年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和6年度の課税がされていない場合は、併せて令和5年中の収入が確認できる書類(給与明細等)を提出していただく必要があります。(※5参照)
- ※5 令和5年1月1日から12月31日までの収入に対し翌年の令和6年度に課税された内容をいい、原則として令和6年1月1日時点の住民登録地で発行されます。なお、令和6年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、令和5年中の収入が確認できる書類(給与明細等)で代替できます。収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書(様式不定)を提出してください。
- ※6 契約者、転入先の住所および物件の引渡日が記載されている書類の写しが必要となります。また、保護者のいずれかの親族等が居住している物件に転入する場合、居住者がその旨を記載した申立書を提出してください。
- ※7 住民登録上、両親ともに外国籍として登録されている方は提出が必要です。両親のうちいずれかが日本国籍の場合は提出不要です。

個人番号(マイナンバー)の記載および資料の提示・提出について

マイナンバー制度(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」)の実施により、下記の保育園等の利用申請関係書類に、父母および同一世帯・生計の祖父母の個人番号を記載していただく必要があります。

①「教育・保育給付認定 申請書(様式第1号)」

②「教育・保育給付認定 変更申請書(様式第8号)」

③「個人番号(マイナンバー)届出書」(教育・保育給付認定申請書兼利用調整申請書に添付)

また、法令の規定により、他人のなりすまし等を防止するため、本人確認が必要となります。窓口で申請される方は、本人確認書類等の提示をお願いします。また、郵送で申請される方は、本人確認書類等の写しの提出をお願いします。

【提出対象者:父母および同一世帯・生計の祖父母】

個人番号確認資料	本人確認資料
個人番号カード	なし(両面を添付してください)
個人番号通知カード	・顔写真付き身分証明書(以下のうち1点) 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
個人番号が記載された住民票の写し	・身分証明書(以下のうち2点) 公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

8 地域型保育の連携施設について

0～2歳児を対象とした小規模保育・事業所内保育等の地域型保育については、3歳児以降の受入れ先として、「連携施設」を設定することになっています。朝霞市では、設定されている施設と設定されていない施設があり、3歳児以降の取り扱いが異なります。

<連携施設設定状況>

令和6年9月現在

施設名	連携施設名	3歳児以降取り扱い	100点 加点対象
めぐみ保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※1	
さくらんぼ保育室	なし	新規申請	○
しらとり保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※1	
さつき保育園	けやき保育園	連携施設進級※4	
エルアンジュ	あさかだいアンジュ保育園	連携施設進級※1	
フェリーチェ朝霞園	なし	新規申請	○
ちゅうりっぷ園仲町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
メリーポピンズ朝霞南口ルーム	仲町どろんこ保育園	連携施設進級※1	
朝霞本町エンゼル保育室	けやき保育園	連携施設進級※1	
プチアンジュ	あさしがおかアンジュこども園	連携施設進級※1	
幸町しらとり保育室	朝霞花の木幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
朝霞台エンゼル保育室	つくし保育園	連携施設進級※1	
元気キッズ朝霞岡園	元気キッズ第二朝霞岡園	連携施設進級※1	
さつき第二保育園	なし	新規申請	○
愛育園※2	白百合園【3名】	連携施設進級※1	
	根岸幼稚園【1名】	連携施設進級または新規申請	○
どれみキッズハウス※2	滝の根保育園【6名】 ※入所:0歳児～	連携施設進級※3	
	ゆりの木保育園【2名】 ※入所:1歳児～	連携施設進級※3	
三原エンゼル保育室	みはら保育園	連携施設進級※1	
元気キッズ朝霞根岸台園	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※1	
朝霞たちばな保育室朝霞台	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
西弁財エンゼル保育室	かえで保育園	連携施設進級※1	
元気キッズあさかりードタウン園	元気キッズ第二あさかりードタウン園	連携施設進級※1	
たちばな保育室朝霞本町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
たちばな保育室北朝霞	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
ちゅうりっぷ園本町※2	元気キッズ第二朝霞岡園【3名】	連携施設進級※1	
	朝霞花の木幼稚園【3名】	連携施設進級または新規申請	○
キッズガーデン朝霞保育園(地域枠)	なし	新規申請	○
かぐら朝霞保育園	連携施設設定予定	連携施設進級※5	

- ※1 連携先以外の施設を希望する場合、転所申請(100点加点なし)が必要となります。ただし、転所が決定しない場合でも、連携施設に進級することが可能です。
- ※2 連携施設に応じた定員枠が定められています。そのため、新規入所申請の際には連携施設の定員枠ごとに申請することになります。
- ※3 ※1と同様の取り扱いとなります。なお、新規入所時に設定されている連携先以外の、当該施設の連携施設を希望する場合についても、転所申請(100点加点なし)が必要です。
- (例)ゆりの木保育園を連携施設と定められた、どれみキッズハウスの枠に新規入所したが、3歳児進級の際に滝の根保育園を希望する場合
- ※4 令和8年度までは移行期間として、連携施設への進級を希望しない場合、新規申請(100点加点あり)が必要となります。利用保留の場合は、連携施設に進級することはできません。(後述【施設の連携施設設定以前から入所していた方の取り扱い】を参照)
- ※5 令和8年4月までの連携施設の設定を予定しています。

【施設の連携施設設定以前から入所していた方の取り扱い】

施設が連携施設を設定したことに伴い、3歳児以降の取り扱いで不利にならないように以下のように対応しています。

- ・連携施設に進級するか、他の施設を新たに申し込みするかを選択できる。
- ・連携施設に進級をせず、施設を新たに申し込みする場合は、「朝霞市保育認定利用調整基準表」の100点の指数の対象となる。

【3歳児クラスから幼稚園という選択肢もご検討ください！】

働いているために、幼稚園では預かり時間が合わない等とお考えの方も多いのではないかと思います。しかし、近年は幼稚園も預かり保育を拡充しており、保護者のニーズにお応えいただいています。また、保育料についても「幼児教育・保育の無償化」として、通常の保育料および預かり保育に対して給付を受けられる状況となっています。(預かり保育については「保育の必要な事由」を有していることが必要)

幼稚園は教育を主の目的とした「子どもが初めて出会う学校」として歴史と特色のある施設です。幼稚園の利用についても、是非一度ご検討ください。

※ 幼稚園の情報の詳細については、7～26ページをご覧ください。

【0～2歳児の保育所の連携施設について】

地域型保育ではありませんが、2歳児クラスまでの受入れとしている保育所についても、同様の取り扱いとなっています。

令和6年9月現在

施設名	連携施設名	3歳児以降取り扱い	100点 加点対象
メリーポピンズ朝霞台ルーム	朝霞どろんこ保育園【9名】	連携施設進級※3	
	メリーポピンズ kids 北朝霞ルーム【2名】	連携施設進級※3	
	三原どろんこ保育園【1名】	連携施設進級※3	
駅前おれんじベビー保育園	なし(注)	新規申請	○
仲町エンゼル保育室	ひまわり保育園	連携施設進級※1	

(注) 令和7年度より連携施設の設定が解除されます。経過措置として、令和9年度までに新3歳児になる児童については、「おれんじゆめ保育園」に連携施設進級の扱いで入所することができます。

9 申請時の注意事項

目次

希望保育園等の選び方	44ページ
認定申請および利用調整申請後の変更について	44ページ
きょうだい同時に申請する場合	45ページ
育児休業中に申込みをする方	46ページ
下の子を妊娠中に上の子の保育園等を申込み方	48ページ
自営業(専従者)の方	48ページ
求職活動中および起業準備中の方	49ページ
個別の支援が必要なお子さんの申込み	49ページ
※転所申請については、55ページをご確認ください。	

◆ 希望保育園等の選び方

保育園等の希望順位が利用調整に影響することはありません。指数の高い方から選考を行い、希望順位の高い施設から内定先を決定します。(60～64ページ参照)

希望保育園等は、年齢(月齢)に応じて入所を希望する保育園等をご記入ください。希望数に制限はありませんので、通所可能な範囲内で欠員の有無にかかわらずご記入ください。

なお、施設により開所日時や保育方針、給食のアレルギー対応、給食費、延長保育料等が異なりますので、事前に見学や運営法人等に保育内容を問い合わせるなどして、希望施設を検討いただくことをお勧めします。

連携施設のある2歳児クラスまでの保育園等に入所した方は、3歳児クラス以降は、連携施設での保育となります。他の施設をご希望の場合は、転所の申請をし、利用調整を受けることも可能です。(42～43ページ参照)

◆ 認定申請および利用調整申請後の変更について

利用調整申請後、申請内容に変更が生じた場合には『利用調整(入所・転所)申請事項変更届』の提出が児童ごとに必要となります。各入所月の変更申請期間は、37ページをご確認ください。

なお、教育・保育給付認定の内容に変更がある場合は、認定の変更の申請・届出も必要となり、変更内容によっては、併せて変更内容を証明する書類の添付が必要となる場合があります。

【認定の内容に変更が生じる場合】

提出の要件	提出書類
保育の必要な事由、保育必要量等を変更する場合	教育・保育給付認定変更申請書(様式第8号)
市内転居するときや、氏名・家族構成が変わった等の家庭の状況に変更があった場合	教育・保育給付認定申請内容変更届出書(様式第11号)

【変更内容を証明する書類の添付が必要な場合の例】

提出の要件	提出書類
就職、転職や勤務時間等を変更した場合	就労証明書
退職をした場合	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書(様式第6号)などの保育が必要な事由の証明書
申請児童が認可外保育施設等の利用を開始した場合	保育室等在園証明書(様式第8号)

◆ きょうだい同時に申請する場合

きょうだいで同時に申請する場合※¹、きょうだい条件を設定することとなります。条件によって、希望する施設の選び方や内定のしやすさが変わりますので、ご家庭の状況を踏まえてご選択ください。

①同時同所希望

同じ時期に同じ保育園でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員が同じ施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所ににくい選考となります。なお、施設の希望順位はきょうだいで揃えていただく必要がございます※²。

②同時希望同所優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所ににくい選考となります。また、希望した施設のいずれかできょうだいと同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。なお、施設の希望順位は可能な限り揃えていただく必要がございます※²。

③同時希望希望順優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所ににくい選考となります。なお、施設の希望順位に制限はありません。

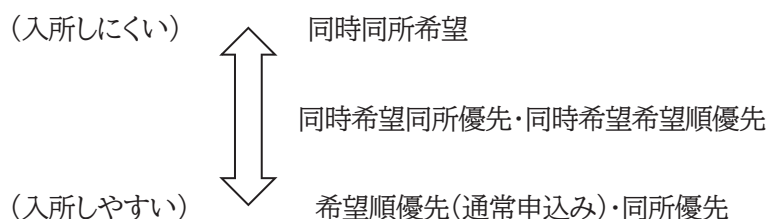
④同所優先

通常申込みと同じ条件で選考を行いますが、希望した施設のいずれかできょうだいと同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。なお、施設の希望順位は可能な限り揃えていただく必要がございます※²。

⑤希望順優先(通常申込み)

通常申込みと同じ条件で選考を行います。

内定のしやすさの目安(お子さん1人の申請は、通常申込みです)



※¹ 既に保育園等に在園しているきょうだいの転所申請と新規申請できょうだい条件をつけることは原則できません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、きょうだい条件をつけることが可能です。

- ・市外の認可保育施設に在園し、朝霞市の保育園に入れない場合は、入所を希望しない場合
- ・新制度移行している幼稚園又は認定こども園の1号認定を受けており、保育園に入所できない場合は入所を希望しない場合

※² 希望施設の優先順位がきょうだいで異なっている場合、下のお子さんの優先順位が高い施設で同じ施設に内定となるように選考いたします。

◆ 育児休業中に申込みをする方

① 入所できる時期について

育児休業を取得中の方は、入所希望日の月末までに育児休業を満了できる場合に、労働を理由に申請することができます。育児休業を満了できない場合、労働以外の保育が必要な事由がなければ、申込みできません。

※きょうだいで同時に申請をした際、きょうだいで利用調整の結果が利用内定と利用保留に分かれてしまった場合でも、入所月の末日までに育児休業を満了することが必要です。結果が分かれてしまうことを防ぐため、きょうだいが同じ時期の利用内定でない場合には共に利用保留とする等の、「きょうだい条件」を付けて申込みすることも可能です。

② 申請締切後の退職について

申請中に退職する場合は事前に保育課保育係までご相談ください。

育児休業を取得中の方が労働を理由に申請する場合、育児休業を満了することが前提です。労働のまま選考を受け、利用内定となった後に復職することなく退職した場合、入所月の末日までに、保育の必要な事由の証明書(就労証明書等)の提出がなければ内定の取り消し又は保育園等を退所となる場合があります。

※一度復職した後に退職した場合、認定を「求職活動」へと変更することで、退職日の翌日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで在園が可能です。その後は、保育の必要な事由(求職活動を除く)があれば引き続き在園可能です。

③ 育児休業中に下の子を妊娠している場合

下の子を妊娠している場合、産前休暇より前または産後休暇満了直後に復職が可能な場合、労働を理由に上の子の申請が可能となります。復職ができない場合は、労働以外の指数(妊娠・出産の26点等)となります。

ただし、申請締切日時点で妊娠発覚前(母子手帳未交付)の場合は、この限りではありません。

なお、出産後育児休業取得前に入所した場合、認定を「育児休業」として引き続き在園が可能です。

育児休業給付金について、詳細は厚生労働省ホームページを確認していただくか、管轄のハローワークや勤務先の労務担当にお問い合わせください。

※この内容は、厚生労働省ホームページを参考に作成しております。

厚生労働省は、令和7年4月から育児休業給付金の延長において、「保育利用の申し込みにあたり入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしている場合」は、支給延長の対象にしないと公表しています。その対応として、申請書の見直しを行いました。

申請書類の「入所に関する確認票」において、「復職を希望するが、保留になった場合は育児休業の延長も許容できる。」にチェックを入れることで、100点の減算をして利用調整を行います。この減算は、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示にはあたりません。

減算により指数は低くなりますが、利用調整の対象となるため、希望保育園の空き状況によっては内定となる場合がありますので、『利用調整結果通知書(保留)』の交付を保証するものではありません。

なお、内定を辞退したとしても『利用調整結果通知書(保留)』を交付することはできません。

○申請書の写しについて

支給期間延長手続きの際に、保育所等の利用申請を行ったときの申請書の写しが必要となります。申請前にご自身で写しをとってください。（提出後に写しが必要となった場合には、保育課保育係にご相談ください。）

申請書の写しは、申し込んだものと同じものであれば、**市の受付印は不要**です。

申請の内容を途中で変更した場合は、変更後の申請書の写しの提出が必要となる場合がございます。

申請書の写しは、全てのページの提出が必要です。

◆ 下の子を妊娠中に上の子の保育園等を申込み方

① 申請時点で認定事由を満たしている場合(就労している場合等をいい、育児休業中を除く。)

指数は「労働」等の指数となります。妊娠・出産認定の期限以前に上の子が入所できた場合、「育児休業」認定を取得して継続在園が可能です。

② 妊娠・出産認定期間(出産予定日の属する月の前後2か月を含む5か月間)に申請・入所する場合

「妊娠・出産」の指数(26点)となります。妊娠・出産認定の期限以前に上の子が入所できた場合、「育児休業」認定を取得して継続在園が可能です。

③ 育児休業中の場合

「◆ 育児休業中に申込みをする方へ③」をご確認ください。

○申請中に下の子を妊娠した場合

交付された母子手帳の写しと、「利用調整(入所・転所)申請事項変更届」を保育課保育係へ提出してください。当初の申請締切日時点で分かりえない妊娠については、指数の変更は行いません。育児休業中に労働の指数で申請した場合、妊娠状況にかかわらず復職の要件が発生していますので、申請内容に変更を加える場合は、「利用調整(入所・転所)申請事項変更届」を提出して下さい。

なお、申請前に母子手帳の交付がされているにもかかわらず、申請時に申し出がなかった場合、虚偽の申告となり利用調整が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

◆ 自営業(専従者)の方

保護者が自営業者として就労している場合、自営であることがわかる書類の内容に応じて利用調整の指数を判断します。

① 過去に確定申告を行っている場合(就労証明書 + 確定申告書の写し)

就労証明書の記載内容に基づき、労働の指数を判断します。

② 確定申告は行っていないが、事業の収入がある場合

(就労証明書 + 開業届の写し + 直近1か月の事業の収入がわかる書類)

就労証明書の記載内容に基づき、労働の指数を判断します。ただし、収入状況が埼玉県 lowest賃金を就労証明書の労働時間に乗じた金額より著しく低い場合は、収入状況から埼玉県の最低賃金を元に算定した時間数に基づき、指数を判断します。

③ まだ事業の収入がない場合(就労証明書 + 開業届の写し)

収入状況を証明する書類の提出がない場合は、起業の準備中であると判断し、就労証明書の記載内容に基づき、労働内定の指数を判断します。

○自営の協力者の方への注意事項

配偶者または親族が自営業者として事業を行っており、青色申告の専従者または家族従業者として勤務している方は、自営協力者の指数として算定します。また、就労証明書の就業形態が確定申告書の内容と異なっている場合は、確定申告の内容に基づき、指数を判断します。

なお、事業主が自営業の方の注意事項②に該当する場合で、収入状況に応じた時間数に基づき指数を判断した場合は、事業主の時間数を上限に指数を判断します

◆ 求職活動中および起業準備中の方

保護者が求職活動中または起業準備中の場合、お子さんの在所在可能な期間は入所日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までです。この間に保育に必要な事由の証明書(就労証明書、在学証明書等)の提出がなかった場合は、退所となります。

なお、利用調整の結果、利用内定となった場合、教育・保育給付認定の変更が必要な場合があります。詳しくは、入所の決定後にお知らせします。

◆ 心身の障害や発達の遅れなどによる個別の支援が必要なお子さんの申込みについて

個別に説明が必要となる場合があるため、事前に保育課保育係までご相談ください。また、80ページの「育成(障害児)保育について」もご参照ください。

※定員に余裕がある場合でも、統合保育(集団保育)が難しいとき、または各クラスの状況などにより入所ができない場合があります。(利用内定後に受けていただく体験保育での様子などを参考に判断します。)

※利用内定となった保育園等でのお子さんの面談および体験保育の結果、統合保育(集団保育)に適さないと判断された場合や、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園等には入所とならないことなど、入所が決定されないことがありますのでご了承ください。また、入所となった場合でも、加配の配置状況や、お子さんの発達・健康状態等によりご希望の保育時間での利用ができない場合もあります。

※統合保育(集団保育)が難しい場合でも、障害等の程度によっては、居宅で保育を行う「居宅訪問型保育」を受けられる場合があります。詳しくは保育課保育係までお問い合わせください。

◆ 食物アレルギー等をお持ちのお子さんの申込みについて

保育園等の給食では、食物アレルギー等をお持ちのお子さんについて可能な範囲で対応していますが、施設によって対応内容は異なりますので、事前に希望保育園等へご相談ください。